

三条商工会議所

グループ出展支援事業要綱（2025年版）

目 的

展示会出展意欲のある事業者で、展示会・見本市における1小間を借上げることが難しい事業者に対して、会議所が当該展示会への出展支援を行うことで参加事業所の販路拡大に繋げることを目的とする。

内 容

<1. 支援対象>

下記要件を満たし、注意事項も含め遵守できる2社以上で構成された展示会出展グループに対して補助金を交付するものとする。

グループ構成要件：

- | |
|--|
| ①グループを構成する全事業者が三条商工会議所会員であり、申請時に会費が完納されていること。
※今年度新規入会会員の場合は、今年度請求される会費を完納することを誓約すること。 |
| ②国内展示会場において、 <u>共同出展社の出展ブースが隣接することが可能なグループ</u> あるいは、申請代表者が一括で確保した小間の中にグループ構成事業者が全て出展するグループであること。 |
| ③出展小間内に <u>構成される全出展社の社名板掲示または小間装飾によって「社名」を明記することが可能なグループ</u> であること。 |

<注意事項>

- ・ 事業形態や事業所が違ってても代表者が同じ事業所のみでグループを構成した場合や子会社関係、連結関係、代表者名が異なっても公開情報等で実質的に経営の同一性が高いことが確認できた企業のみで構成した場合は補助率と上限金額を次項「別枠」での計算といたします。
- ・ 本補助事業について、これまで一度も交付決定を受けたことが無い事業者で構成したグループは補助上限額を特例的に引き上げいたします。※次項参照。
- ・ 本補助金を受けられる回数は1事業者あたり1事業年度につき1回を限度とし申請代表者、構成事業者いずれも通じて1回です。
- ・ 交付決定後、構成要件③を満たさないことが報告資料で確認された場合、交付決定を取り消す場合がございます。

<グループ種別・補助類型>

グループ種別	補助類型・補助内容
Aタイプ	小間料の2/3（上限1小間あたり20万円）
Bタイプ	グループ内に小規模事業者が1社以上入っている場合 小間料の2/3（上限1小間あたり30万円）
Cタイプ	グループ内に小規模事業者が1/2以上入っている場合 小間料の3/4（上限1小間あたり40万円）
別枠	小間料の1/3（上限1小間あたり10万円）
特別枠	A、B、Cタイプのうち、本補助事業をこれまでに一度も交付決定を受けたことが無い事業者で構成したグループは補助上限額を80万とします。

※小規模事業者の定義は商業・卸売業・小売業・サービス業は従業員5名以下、製造業その他の業種は従業員20名以下です。

<計算例> ※本計算例は1小間ですので2小間の場合は上記の2倍になります。

例①：Aタイプ（一般枠）

1小間30万円（税込）の場合

出展小間料：30万×1小間=30万円

補助率：30万（1小間単価）×2/3=20万円（補助上限20万円以内）

20万×1小間=20万円（グループ全体の1小間補助金額）

例②：Bタイプ（特別枠：グループ内に小規模事業者が1社以上入っている場合）

1小間30万円（税込）の場合

出展小間料：30万×1小間=30万円

補助率：30万（1小間単価）×2/3=20万円（補助上限30万円以内）

20万円×1小間=20万円（グループ全体の1小間補助金額）

例③：Cタイプ（特別枠：グループ内に小規模事業者が1/2以上入っている場合）

1小間30万円（税込）の場合

出展小間料：30万×1小間=30万円

補助率：30万（1小間単価）×3/4=22万5千円（補助上限40万円以内）

22万5千円×1小間=22万5千円（グループ全体の1小間補助金額）

例④：別枠

1小間30万円（税込）の場合

出展小間料：30万×1小間=30万円

補助率：30万（1小間単価）×1/3=10万円（補助上限10万円以内）

10万×1小間=10万円（グループ全体の1小間補助金額）

< 2. 支援内容 >

・補助対象とする展示会は国内を対象とし 2025年4月1日から2026年2月28日までに開催される展示会とする。(海外やオンラインで開催される展示会は対象外)

・出展小間料の補助

前項のグループ種別により、出展小間料の一部を補助する。1小間は3m×3mで換算する。ただし計算結果により端数が出る場合は千円未満の位を切り捨てのうえ、補助額を算出する。

< 注意 >

- ・1小間の大きさが3m×3mを超える展示会は3m×3mあたりの小間代で計算する。
- ・1小間の大きさが3m×3m未満の展示会については、3m×3mに換算せずそのままの出展小間料で計算する。

・ 1グループ1展示会に対しての補助上限総額は60万円とする。

※なお、過去に一度も本事業で交付決定を受けたことが無い事業者で構成されたグループには補助上限額を80万円に引き上げます。

※申請時に事務局で判定し、該当する場合は別の計算書を提供いたします。

< 3. 補助金交付以外の支援内容 >

・当事業では金銭面の補助だけでなく、交付決定グループからの要請に基づき当所より展示会の利活用方法について支援を行う。

例：展示会の開催情報(申込時期開始後)の提供、出展後の顧客獲得についてのアドバイスまた、支援にあたり、グループ構成企業に展示会出展目標等のヒアリングを行う。上記支援は当所だけでなく状況により専門家(中小企業診断士等)にも依頼し実施する。

< 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >

①グループ出展支援補助金交付申請書…様式グ支-1(代表企業が作成)

②出展小間料計算書…様式グ支-2(代表企業が作成)

③展示会出展申込書(展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)

※申請の段階で主催者発行の申込書が無い場合は金額の分かるHPをプリントアウトしたのものでも可(正式に当該展示会申込が完了した後、下記5のタイミングで遅滞なく申込書を当所へ提出すること。)

< 5. 交付決定通知後に必要な書類 >

①展示会出展申込書(展示会主催者名義で出展小間料の記載があるもの)のコピー

※申請時に提出してあればこの段階での再提出は不要です。

②グループ出展支援補助金振込先口座記入書…様式グ支-3(代表企業が作成)

< 6. 補助金受取に必要な書類（出展後、1週間以内） >

- ①グループ出展支援補助金 精算払請求書 …様式グ支ー4（代表企業が作成）
- ②グループ出展支援補助金展示会出展完了報告書…様式グ支ー5（代表企業が作成）
- ③グループ企業全社の出展の様子が分かる写真ならびに社名が確認できる写真
- ④展示会主催者から発行された小間料金請求書のコピー
- ⑤小間料を代表企業が支払ったことがわかる領収書のコピー（※銀行振込の場合は振込記録）

< 7. 補助金受領後に必要な書類（展示会出展の3ヶ月後に提出） >

- ・グループ出展支援補助金展示会活動状況報告書…様式グ支ー6
（グループ構成事業者全社が作成）
- ※出展直後と出展3か月後の成果、出展1年後の目標を提出のこと。

< 8. 補助金の申請・交付決定・支払について >

- ・本事業を利用する場合は< 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >の①、②、③を記載し、2025年6月27日（金）17時30分までに三条商工会議所事務局に提出する。
 - ・申請書類は紙での提出あるいは要綱末尾に記載した問合せ先のメールアドレスへのメール添付での提出により受け付けます。
※メール添付による提出の場合、メール不達やファイル不達等のいかなる理由においても期限を越えての提出は受け付けませんのでご了承ください。
 - ・メール提出の場合、原則として当所の2営業日以内に申請書類を受け取った旨のメールをお送りします。当所からの申請書類を受け取ったメールが届かない場合は、書類が届いていない場合がありますので、お問合せください。
 - ・書類受領後、書類確認のうえ書類不備が無ければ正式に申請を受け付けた旨のメールをお送りいたします。
- ・本補助金の申請結果については 2025年7月18日（金）までに結果を送付する。
- ・補助金の支払いについては、展示会出展後とする。
※交付決定時点で展示会会期が終了し、出展完了している場合は、交付申請および出展完了報告書等の必要書類を提出することで、補助を受ける権利を獲得するものとし、提出出来ない場合は交付決定を取り消します。
 - ・補助金については、原則としてグループ代表企業に振り込む。なお、グループ内企業で、合意を得ている場合は、グループ内企業の口座に振り込むことも出来る。
 - ・補助金の振込は、< 6. 補助金受取に必要な書類 >を不備なく提出した月の翌月20日払いとする。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とする。
そのため展示会小間料金の支払いと必要書類の提出は2026年2月末までに完了していることを条件とする。※当所からの最終振込は2026年3月20日（金）

< 9. 補助金交付決定後の事業の変更・中止について >

- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で出展する出展小間数の変更、出展事業者を変更する場合は、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。
- ・ グループ出展支援補助金 内容変更承認申請書…様式グ支ー 7
- ・ 出展小間数の変更の場合のみ：変更後の展示会の出展小間料で計算した、出展小間料計算書…様式グ支ー 2
なお、変更によって補助対象経費が減額になる場合は補助金を減額して交付する。また、変更によって補助対象経費が増額になる場合でも補助金額は当初交付決定した金額から増額はしない。
- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で事業中止する場合は、中止決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。
- ・ グループ出展支援補助金 事業中止承認申請書…様式グ支ー 8

< 10. 上記以外の注意事項 >

- ①当該年度の予算に到達しだい終了する。
- ②申請グループ数によっては補助金を減額して交付することがある。
- ③特定企業（取引先企業等）のイベント（周年事業等）への出展は対象外とする。
- ④当所が事務を受託している団体が行う事業は本事業の対象外とする。
- ⑤当所並びに他機関及び他団体の共同小間として出展する場合は対象外とする。
- ⑥他の補助金との併用は不可とする。
- ⑦本事業の活用にあたり、不正行為が発覚した場合は、本事業の対象を取り消し、補助金の返金、本事業の利用の停止を行う。
- ⑧出展社の責の有無に関わらず、展示会の出展が困難あるいは展示会が中止になることで補助対象事業が遂行できない場合については、交付決定されていた補助金について、交付取り消しとする。
- ⑨事務局との連絡、書類の提出は、原則代表企業が取りまとめ連絡することとする。
- ⑩本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は速やかに三条商工会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとする。

< 11. 問い合わせ先 >

三条商工会議所 企業支援課 齋藤、渡邊、須藤

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

E-mail (提出先) : hanro@sanjo-cci.or.jp